

新潟県教職員の働き方改革の現状

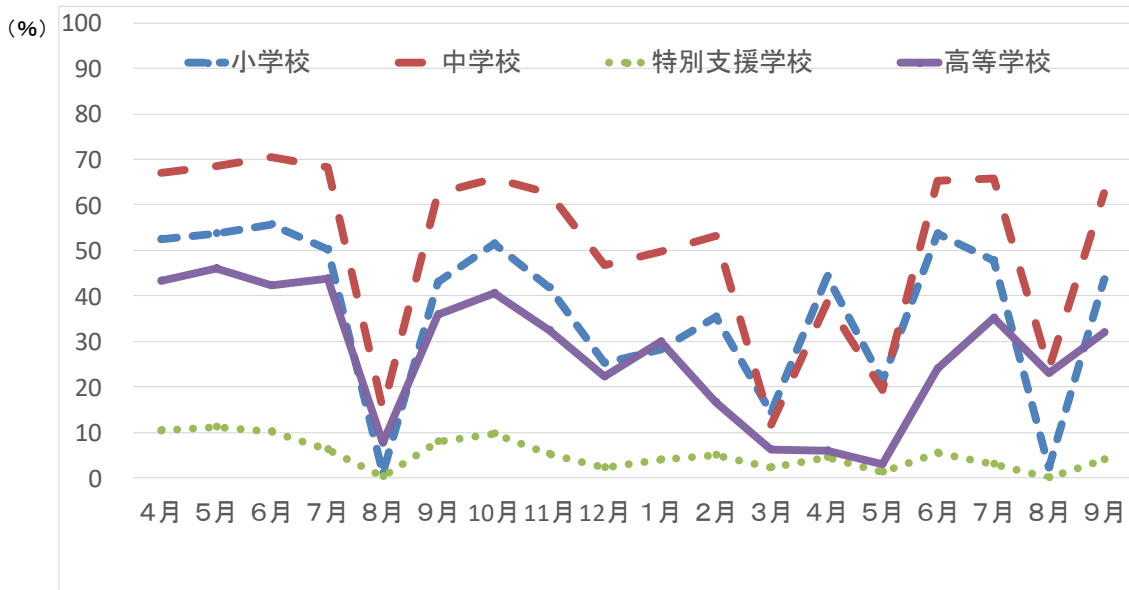
教職員の長時間労働は新潟県だけではなく、全国的な問題です。平成31年1月には、文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が出されました。そこで示された上限の目安時間を受け、県においても、令和2年度の基本方針に「時間外勤務一月45時間以内、一年360時間以内」を掲げました。

県の調査結果から、令和2年3月から6月にかけては、新型コロナウイルス感染症対策のために授業や部活動が中止になった影響等により、時間外勤務一月45時間を超える割合は下がりました。しかし、データ全体を見ると長期休業期間以外は、目標にはまだまだ手が届かない状態です。改めて、働き方改革を行う目的を再確認するとともに、これまで以上に業務改善の工夫を行っていく必要があります。

勤務時間外に月45時間を超えて在勤した人数の割合〔平成31年4月～令和2年9月〕

校種別の割合 対象教員数:小学校(5,830人)中学校(3,381人)特別支援(1,632人)高等学校(3,507人) * 令和2年8月

校種	元年							2年							9月			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		6月	7月	8月
小学校	52.4	53.6	55.7	50.3	1.0	43.2	51.6	42.0	25.4	28.2	35.4	14.5	44.3	21.2	53.7	47.7	2.4	43.6
中学校	67.0	68.6	70.5	68.2	15.1	62.6	65.7	62.5	46.8	49.8	53.3	11.8	38.5	19.3	65.2	65.7	24.1	62.5
特別支援学校	10.5	11.2	10.3	6.2	0.3	7.8	9.6	5.1	2.2	4.0	4.9	2.3	4.5	1.4	5.6	3.0	0.1	3.9
高等学校	43.3	46.1	42.3	43.7	7.7	36.0	40.5	32.5	22.3	29.9	16.5	6.3	6.0	3.0	24.1	35.1	23.1	31.9



【県内の働き方改革推進における事例】

◆事例 1（長岡市）

・水曜日は部活休止日、金曜日は部活動終了時刻を 16:40 にし、時間外勤務時間の短縮につなげている。部活動を通常通り再開した 7 月～9 月の平均の時間外勤務は令和元年度より 5%削減した。

◆事例 2（妙高市）

・部活動指導員を導入し、平日及び休日の指導体制を工夫し、顧問の業務を軽減した。

◆事例 3（県立特別支援学校）

・7:30 の開錠、退勤時の声掛けを継続し、19:00 前の施錠の割合を現在よりも増やす。さらに、ノー残業デーを月歴に明示して学部で計画的に業務を進めるように声掛けし、一斉退勤できるようにしている。

◆事例 4（県立高等学校）

・会議資料の事前配付により、資料説明を中心とした会議から、質疑応答、意見交換を中心とした会議とし、時間短縮を図っている。また、企画委員会において、毎月の時間外勤務の状況を示し、主任・主事への働きかけを継続し、各種行事の見直し及び業務の改善を図っている。

県民の皆様へ

新潟県教育委員会としては、「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、推進・効果検証・見直しの取組を進めているところです。

また、県・市町村教育委員会がそれぞれの方針に基づき主体的に取組を推進するとともに、県が市町村教育委員会の取組を支援することにより、全県の公立学校において時間外勤務一月 45 時間以内、一年 360 時間以内を目指します。

子どもたちの未来のため学校が質の高い教育を提供し続けられるよう、県教育委員会として全力を尽くして取り組んでまいりますので、県民の皆様におかれましても、学校における働き方改革に御理解・御協力をお願いします。